

## 静岡県告示第788号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年静岡県告示第876号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 指定を解除する形質変更時要届出区域

三島市徳倉二丁目111番6、111番14の各一部（次の図に示す部分に限る。）

### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物

### 3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び東部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）